

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について

R2.1.28 現在  
地域保健課

○新型コロナウイルス関連肺炎患者の発生を想定した道と国の対応フロー

区分	国	道	医療機関
入国 (機内、空港)	○検疫所 ・サーモグラフィによる発熱探知 ・機内アナウンスによる呼びかけ ・検疫ブースにおいてポスターによる啓発		
症状があった場合	・マスク着用の上、受診の指示 ※検疫感染症に指定された場合 診察、検査等の検疫措置		
入国後、感染が疑われる場合	○国立感染症研究所等 ・新型コロナウイルス検査 ・検査結果 ○厚生労働省 ・検査結果の連絡 【陽性の場合】 ・国と道で同時公表	○保健所 ・宿泊施設からの相談への対応 ・医療機関から疑い患者の連絡 ・検体採取 ・検体送付	・疑い患者の診察 ・保健所への連絡 ・検体採取への協力 ・治療
		○保健所 ・患者の行動調査等 ・濃厚接触者の健康観察(14日間) ※指定感染症に指定された場合 ・入院勧告	・入院治療等 ※指定感染症に指定された場合 感染症指定医療機関(各2次 医療圏に設置:24力所)に 入院